

この制度は、経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会が制限されることのないように、できるだけ経済的負担を軽減し、適切な医療を提供することを目的としたものです。（社会福祉法第2条第3項）



無料又は低額診療のご案内

減免対象者は次のとおりです。医療費でお困りの方、医療ソーシャルワーカーに、ご相談ください。

- ① 市町村県民税非課税世帯（転入者並びに初年度留学生等の場合は面談が必要です）
- ② 市町村県民税均等割のみ課税世帯（転入者並びに初年度留学生等の場合は面談が必要です）
- ③ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用を受けている者
- ④ 「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用を受けている者
- ⑤ 「就学援助制度」の認定を受けている者
- ⑥ 「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」の認定を受けている者
- ⑦ 地方税法第15条による納税の猶予または第15条の7による滞納処分の停止を受けた者
- ⑧ 国税通則法第46条による納税の猶予、国税徴収法第153条による滞納処分の停止を受けた者
- ⑨ 国民健康保険料（税）の負担軽減措置を受けている者並びに後期高齢者医療制度の保険料負担軽減措置を受けている者のうち低所得者減免に該当する者
- ⑩ 「生活福祉資金貸付制度」の総合支援資金の貸し付けを受けている者
- ⑪ 低所得者等の生計困難者（世帯収入が生活保護基準の1.5倍までの者）

※ ①から⑩に該当する方は、関係機関の証明書、認定書、通知書等の提示をお願いします。
⑪については、面談で状況を確認させていただきます。プライバシーは厳守します。

《診療科目》

* 内科	* 心臓血管内科	* 消化器内科	* 血液内科	* 腫瘍内科	
* 糖尿病・代謝内科	* 腎臓内科(人工透析)	* 脳神経内科	* 脳神経内科	* 外科	* 呼吸器外科
* 消化器外科	* 乳腺外科	* 頸部外科	* 血管外科	* 整形外科	* 脳神経外科
* 形成外科	* 小児科	* 皮膚科	* 婦人科	* リハビリテーション科	
* 放射線科	* 救急科	* 麻酔科(仁田亜由美)		* 歯科口腔外科	

大分県済生会日田病院

〒877-1292 大分県日田市大字三和 643-7 TEL 0973-24-1100 FAX 0973-22-8830
問い合わせ 平日(休診日を除く) 午前8時30分～午後5時まで 担当:医療ソーシャルワーカー

※他医療機関を受診中の方は、担当医とご相談の上、紹介状をご持参ください。